

# 令和8年度 事業計画

## I 策定基調

我が国の経済は、長期に亘るデフレ、世界的な金融危機や度重なる自然災害など、幾度となく困難な状況乗り越え、「デフレ・コストカット型経済」から「成長型経済」への移行の分岐点に立っている。

このため政府は、「責任ある積極財政」の下で、「危機管理投資」と「成長投資」を通じて、時代の要請に応える経済政策を力強く進めていくこととしている。

こうした状況の中で、昨年6月に成立した「トラック適正化二法」に関しては全面施行に向けて、事業許可の更新制度、適正原価の策定等に向けて、国土交通省と強く連携を図り、業界が一致結束して、取り組んでいくこととしている。

また、本年4月に施行される、委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取り締まりに関しては、会員事業者及び荷主に対し、事業の推進について、周知徹底を図り、業界の健全化を推し進めることとしている。

さらに、安心して安全な輸送サービスを提供するため、飲酒運転根絶をはじめ交通事故防止の推進を図るとともに、車両技術向上対策の推進、社会的評価向上対策の推進について取り組むこととしている。

ついで、令和8年度においては、下記10項目を最重点施策、6項目を重点施策として位置づけ、関係行政機関・全日本トラック協会など関係団体と一層緊密に連携し、II施策に記載する諸施策を積極的に推進する。また、自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現、運輸事業振興助成交付金の満額交付について要望活動を行う。

これら事業の遂行にあたっては、透明性、公平性、効率性を確保しつつ、適切な執行に努める。

### [最重点施策]

- 1 運輸事業振興助成交付金制度の現状維持
- 2 トラック適正化二法及び改正物流法への対応
- 3 標準的運賃の活用等による運賃・料金收受の推進及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う今後の対応
- 4 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進
- 5 トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進
- 6 軽油価格カルテルへの対応及び燃料高騰対策等の推進
- 7 多様な施策による良質なドライバーの人材確保、賃上げ及びマナー教育の推進
- 8 高速道路料金の値上げ阻止・割引拡充及び重要物流道路等広域道路ネットワークの整備など使いやすい道路の実現
- 9 適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令遵守の徹底
- 10 新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

### [重点施策]

- 1 大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立
- 2 環境・GX対策及びSDGs対策の推進

- 3 自動車関係諸税の簡素化・軽減の実現
- 4 広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- 5 車両技術向上対策の推進
- 6 社会的評価向上対策の推進

## II 施策

### 1 運輸事業振興助成交付金制度の現状維持への対応

運輸事業振興助成交付金が現状どおり適切に交付されるよう、全日本トラック協会と連携し関係行政機関等へ要望活動を行う。

### 2 輸送秩序確立対策

政府は、改正物流法や中小受託取引適正化法（取適法）の対象拡大を通じて、荷主に対する荷待ち・荷役時間削減、積載効率向上、健全な契約関係と書面化の義務付け、さらには違法な「白トラ」利用の取り締まりを強化している。また、トラック・物流Gメンの体制拡充など、荷主対策を一層加速させる取り組みが展開されている。

さらに、業界内部に長年存在してきた多重取引構造を是正し、実運送事業者に適正運賃が確実に届く仕組みを構築するため、新たに「トラック適正化二法」が制定される運びとなった。

輸送秩序確立対策においては、この「トラック適正化二法」の施行を大きな転換点と捉え、公正な取引環境の健全化とドライバーの処遇改善を両輪として、我が国の物流を安定的に支えるトラック輸送の確立に向け、積極的に諸施策を推進していく必要がある。

そのためには、現場の実態や物流に関する知見を適切に反映し、関係行政機関との緊密な連携のもと、具体的施策の内容に落とし込んでいくことが求められる。

#### (1) トラック適正化二法及び改正物流法への対応

##### ① トラック適正化二法の施行に向けた対応

国土交通省において検討が進められている事業許可更新制度、適正原価の策定等に向けトラック適正化二法対策委員会での審議を踏まえ適宜対応する。

##### ② 委託次数の制限及び違法な「白トラ」に係る荷主等の取締りに関する周知と遵守に向けた対応

令和8年4月1日施行の委託次数の制限、違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り、書面交付義務等の利用運送事業者への適用について、会員事業者及び荷主に対し、全日本トラック協会と連携し、リーフレットの配布、セミナー等により周知徹底を図る。

##### ③ 改正物流法に係る商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応

ア 令和8年4月1日施行の改正物流効率化法に基づく特定事業者指定、中長期計画の作成及び定期報告義務について、会員事業者及び荷主に対し、全日本トラック協会と連携して周知徹底を図る。

イ 改正物流法（改正物流効率化法及び改正貨物自動車運送事業法）に基づく、「物流効率化のための取組み」や「書面の交付」等の規制的措置について会員事業者に対し周知徹底を行う。

ウ 商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取り組みを促進するため、関係行政機関や関係団体等との連携し、着荷主を含む荷主や一般消費者への理解促進に向けた環境整備を進める。

エ トラック運送事業における長時間労働抑制に向け、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善兵庫県地方協議会」の事業を支援するため、国土交通省（近畿運輸局・神戸運輸

監理部兵庫陸運部)及び厚生労働省(兵庫労働局)と連携する。

- ④ 中小受託取引適正化法「取適法」(改正下請法)の周知と遵守に向けた対応  
関係行政機関及び全日本トラック協会と連携し、トラック業界向け取適法・振興法説明会を開催し、リーフレット配布等を通じて会員事業者及び荷主に周知徹底を図り、適正運賃収受に向けた対応を進める。
- ⑤ 時間外労働上限規制(960時間)及び改正改善基準告示の遵守に係る対応
  - ア 時間外労働上限規制(960時間)及び改正改善基準告示の遵守に向け、セミナー等を通じて会員事業者等に周知徹底し、遺漏なき対応を図る。
  - イ 荷主及び一般消費者に対し、Web広告やリーフレット配布等により、理解促進に向けた環境整備を進める。
  - ウ 時間外労働上限規制及び改正改善基準告示への対応状況等について実態把握を行う。

## (2) 標準的運賃の活用及び原価管理の徹底による運賃・料金収受の推進及び軽油引取税の暫定税率廃止後の対応

- ① 標準的運賃の活用及び原価管理の徹底等による運賃・料金収受の推進及び軽油引取税の暫定税率の廃止に伴う今後の対応
  - ア ドライバーの労働条件改善に資する価格転嫁に向け、会員事業者の荷主交渉を支援する。
  - イ 「標準的運賃」「燃料サーチャージ」、その他附帯作業料・待機時間料・高速道路料金等の実費について、事業継続に必要なコストが収受できるよう、実態把握に努め、積極的に広報・周知活動を行う。
  - ウ 軽油引取税の暫定税率廃止後も、荷主による不当な減額等が行われないよう、実態把握を行い、適切に対応する。
  - エ 公正取引委員会の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、特に労務費やエネルギーコストの上昇分を取引価格へ反映できるよう、転嫁対策を推進し、パートナーシップ構築宣言の普及にも積極的に取り組む。
  - オ 会員事業者に対し、標準的運賃を踏まえた原価計算及び料金の考え方を周知し、適正な価格転嫁を後押しする施策を展開し、広報・周知活動を強化する。
  - カ 標準的運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法をテーマとするセミナーを開催し、運賃交渉相談会、専門家による経営診断、個別運賃交渉相談に係る費用助成等を実施し、適正運賃収受を支援する。
  - キ 業界の経営状況を的確に把握するため、業界の指標となる経営分析報告書のとりまとめを行う。

## (3) トラック・物流GメンとGメン調査員の連携による荷主対策の深度化の推進

- ① 荷主対策の深度化の推進
  - ア トラック・物流Gメンが荷主に対して実施する調査、聴き取りを行う「荷主パトロール」について、兵庫陸運部トラック・物流Gメンと連携し、事業者の違反原因行為に関する荷主情報の収集を図る。また、会員事業者、ドライバー等に対し、国土交通省の意見投稿サイトの積極的な周知、ドライバーの労働条件改善及び取引適正化の加速化を図る。
- ② Gメン調査業務の積極的な推進及びGメン調査員に係る研修
  - ア 兵庫県貨物自動車運送適正化実施機関における巡回指導等(Gメン調査員活動)を通じ、事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する周知を行い、真荷主及び元請荷主による違反原因行為の疑いに係る情報を積極的に収集し、トラック・物流Gメンに迅速に報告・通報することで、「働きかけ」「要請」「勧告・公表」等の措置につなげる。
  - イ 調査手法・業務の進め方・留意事項等に関する全国研修に積極的に参加し、Gメン調査員の資質向上を図る。

## (4) 社会的評価向上対策の推進

#### ① 社会的評価向上対策の推進

ア 荷主の違反原因行為には、顧客からの暴言・不当要求・脅迫・暴行等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント：以下「カスハラ」）が含まれ、社会問題化している。トラック運送業界においてもカスハラ被害が増加傾向にあることから、その防止・対策検討の基礎資料とするため、全日本トラック協会が行うカスハラ被害事例の情報収集や「実態調査」に積極的に協力する。また、会員事業者に対しては、従業員がカスハラに遭遇した際に適切に対応できるよう、動画・ポスター等の周知を行うとともに、荷主及び一般消費者への広報・周知活動を行う。

イ 輸送相談・苦情等の問い合わせにおいて、荷主の不当要求等が含まれる場合には「カスハラ」として慎重に対応するとともに、相談窓口担当者には全日本トラック協会主催の研修への参加を促す。

ウ 安全教育等にマナー研修や管理者のレベルアップに向けた諸施策を推進する。

エ 業界のイメージアップに資する方策を検討し、効果的な取り組みを推進する。

#### ② ゴミのポイ捨て撲滅

ア いわゆる「黄金のペットボトル」等のゴミのポイ捨て問題について、全日本トラック協会と連携し、ドライバーへのマナー教育を徹底するとともに、広報・啓発・清掃活動等により撲滅を図る。

### (5) 輸送秩序を阻害する行為の防止と法令遵守の推進

#### ① D・E事業所の重点化等巡回指導による法令遵守の徹底

ア 巡回指導の総合評価が総合評価D・Eの事業所に重点化して巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図るとともに改善に取り組まない悪質事業者に対しては早期監査を実施するため、兵庫陸運部への迅速な情報提供を行う。

イ 巡回指導結果について、適正化情報処理システムを通じた迅速な報告を行い、兵庫陸運部の早期監査を支援する。

#### ② 輸送の安全を阻害する行為の防止や法令遵守の指導

ア 兵庫陸運部と連携し、速報制度並びに新規参入事業者に対する新規巡回指導及び労基特別巡回指導等への的確な対応を図る。

イ 巡回指導を通じ、社会保険等未加入の事業者に対し、社会保険加入及び保険料納付の徹底を指導する。

ウ 「白トラ」利用を禁止する法改正（罰則付き）を周知するとともに、違反荷主に対する是正指導が円滑に行われるよう、関係行政機関への情報通報及び連携を強化する。

### (6) 輸送秩序の改善や確立のための委員会、会議等の開催

#### ① 委員会の開催

ア 輸送秩序確立委員会

イ 輸送秩序確立小委員会

#### ② 神戸運輸監理部兵庫陸運部との情報交換

ア 輸送秩序改善連絡会（通称：三木会）の定期的な開催

## 3 燃料高騰対策の推進

政府与党等及び行政機関等に対し、燃料高騰に対する支援策の継続を強力に要請する。

## 4 適正化事業推進対策

数年後に始まる事業許可更新制の導入を見据え、巡回指導の強化等による法令遵守の徹底を通じ、事業者自らによる安全・安心な事業体制づくりを支援するとともに、貨物自動車運送事業法

第38条に基づき近畿運輸局長から指定を受けた「地方貨物自動車適正化事業実施機関」として引き続き関係行政機関、特に事業目的を一にする兵庫陸運部監査部門とは車両の両輪として同じ熱量をもって連携して業務を推進し、適正化事業の効果を発現するため次の諸施策を展開する。

#### (1) 適正化事業の推進による法令遵守の徹底

##### ① 巡回指導による法令遵守の徹底

ア 新規事業者、総合評価が低調な事業者（D・Eの事業所）など指導の必要性が高い事業者を念頭に優先度に応じた指導内容及び頻度を考慮し、より効果的・効率的な巡回指導の実施を推進

イ 巡回指導目標件数：840件/年（1ヶ月あたり平均70件）

ウ 巡回指導における改善指導事項のフォローアップの徹底

エ 法令を遵守しない悪質事業者への早期監査を支援するため、兵庫陸運部への適正化情報システムを通じた巡回指導結果についての迅速な情報提供

##### ② トラック物流・Gメンとの連携による適正化事業調査員業務を通じた荷主対策の深度化を推進

ア 事業者の法令遵守を妨げる違反原因行為に関する荷主情報の収集及びトラック物流・Gメンへの報告

イ 荷主・元請事業者等への周知・協力要請、トラックドライバーへの広報・啓発活動等

##### ③ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）を遵守した労務管理・運行管理の徹底

##### ④ 法に基づく適正な点呼実施の徹底を念頭に、自動点呼等を含め、事業者の事情に合わせたより効果的・効率的な運行管理の提案

##### ⑤ 自動車の定期点検の実施率向上

##### ⑥ 一般適性診断の受診及びその結果を基にした運転者への助言・指導等への活用を推進

##### ⑦ 「指導及び監督の指針」（国交省告示）に基づく運転者指導の徹底

##### ⑧ 社会保険・労働保険の未加入・未納に対する指導

##### ⑨ 運輸安全マネジメント制度の一層の定着と取組みの深度化・高度化の推進

##### ⑩ 関係法令の改正に伴う情報提供及び事業者指導

##### ⑪ 行政（兵庫陸運部）との連携による事業者指導

##### ⑫ 適正化事業指導員に係る研修の充実、資質の向上

#### (2) 安全性評価事業の推進

効果的な広報啓発、巡回指導による新規申請事業所の掘り起こし等を通じ、安全性評価事業（Gマーク制度）認定取得率の向上を図る。

##### ① Gマーク制度申請説明会の開催

##### ② 荷主や一般市民への「Gマーク制度」の認知度を高めるための取り組み（SNS等を活用した動画配信広告やラッピングトラックによる広報啓発活動）

#### (3) 消費者対策

##### ① 引越、宅配に関する輸送相談等の充実強化

##### ② 苦情申告への的確、迅速な対応

##### ③ 行政機関等との情報交換による的確・迅速な対応の推進

#### (4) 啓発活動等

##### ① 物流セミナーの開催

##### ② 荷主懇談会の開催

#### (5) 行政との連携強化等

##### ① 適正化事業実施機関の中立性・透明性保持を目的とした兵庫県評議委員会の開催

##### ② 近畿ブロック適正化事業連絡会議における近畿運輸局との情報交換

##### ③ 兵庫陸運部と連携し、速報制度や行政からの指導要請に基づく特別巡回指導への的確な対応

- ④ 兵庫陸運部が要請する現地調査等への協力
- ⑤ 兵庫県過積載防止対策連絡会議参画を通じ「過積載運行の根絶」合同キャンペーンを展開
- ⑥ 適正化事業指導員と兵庫陸運部担当官との巡回指導結果報告定例会議（毎月1回開催）
- ⑦ 労働時間管理適正化指導員業務（業界指導員）を通じた兵庫労働局との連携の強化

## 5 交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止対策

国が策定する「トラック事業における総合安全プラン2030」（仮）を踏まえ、貨物運送事業における最重要課題であるトラックの死亡事故や重大事故件数の削減、飲酒運転の撲滅を目標として次の諸施策を推進する。

### (1) 交通事故防止対策

- ① 事業者、運行管理者、初任運転者等を対象とした研修会等の開催
  - ア 交通事故防止大会
  - イ 事故防止研修会
  - ウ 運輸安全マネジメントセミナー
  - エ 初任運転者特別講習
  - オ 健康起因事故防止対策セミナー
  - カ 運行管理者試験事前講習
  - キ トレーラ適正使用、特殊車両通行許可関係講習等
- ② 優秀なトラックドライバーを育成するため、「トラックドライバーコンテスト」の開催
- ③ 適性診断をより効率的に受診するためのナスバネット機器の貸出し
- ④ ドライバー教育用教材（DVD）の貸し出し
- ⑤ 100日間の無事故・無違反に挑戦する「チャレンジ100」の実施
- ⑥ 春・秋の全国交通安全運動、県等の主唱する安全運動期間中に県下でのパトロール、キャンペーン等の実施。年度末には新聞広告を活用した交通事故防止啓発活動を実施。
- ⑦ 県下の小学校等において児童、老人を対象にした「トラック交通安全教室」の開催
- ⑧ 県下の新入小学生へ小学校を通じ「交通安全啓発下敷」の贈呈
- ⑨ 交通、労働災害事故の防止等を目的とした、「正しい運転・明るい輸送運動」（全ト協主唱）の実施
- ⑩ 近畿運輸局が実施する「年末年始の安全総点検」への協力
- ⑪ 交通安全祈願祭、交通事故犠牲者慰霊祭の実施

### (2) 交通事故防止対策としての機器導入、取り組みに対する助成

- ① 機器等導入に対する助成
  - ア ドライブレコーダー
  - イ 安全装置（バックモニター等）
  - ウ アルコール検知器
  - エ 血圧計
- ② 取り組みに対する助成
  - ア 適性診断（一般、初任、適齢：ナスバネット含む）受診料
  - イ 運行管理者一般講習・基礎講習受講料
  - ウ 適性診断活用講座受講料
  - エ 運転記録証明書等交付手数料
  - オ ドライバー等安全教育訓練受講料
  - カ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）診断検査料
  - キ 健康診断受診料及び脳ドック受診料
  - ク 初任運転者安全教育訓練受講料
  - ケ 高齢者安全運転講習受講料

コ 「健康経営優良法人認定制度」の取得費用

### (3) 労働災害事故の防止

- ① 改善基準告示の遵守、過労防止対策の推進
- ② 研修会を通じた労働災害事故防止等の啓発活動の実施
- ③ 荷積み・荷下ろし等の荷役作業時の労災事故防止のために作業環境改善について、荷主への理解・協力要請
- ④ 巡回指導時に啓発リーフレットを活用した情報提供、相談業務の推進
- ⑤ 健康診断の受診、睡眠時無呼吸症候群（SAS）等対策の推進
- ⑥ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部との連携を密にし、労働災害防止に向けた諸活動の実施

## 6 環境・省エネ対策

社会との共生を図りトラック運送業界の持続的発展を目指すため、2050年カーボンニュートラルに向けたトラック運送業界の自主的取り組みである「環境ビジョン2030」を実践しつつ、脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進するとともに、関係行政機関や全日本トラック協会と連携を図りながら、次の諸施策を積極的に推進する。

### (1) 環境対応車導入促進及び最新規制適合車への代替促進

- ① 環境対応車（天然ガス車、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池自動車）等の購入、リースに係る費用の一部助成
- ② 最新規格適合車購入資金借り入れに対する利子補給

### (2) エコドライブの促進

- ① NO<sub>x</sub>、PMの排出削減、燃料消費削減対策に対する助成
  - ア エコタイヤ購入費用
  - イ アイドリングストップ促進のための蓄熱マット等補助装置導入費用
- ② エコドライブ研修の受講促進のための助成
  - エコドライブ研修受講費用

### (3) グリーン経営等の認証取得の促進

「グリーン経営」や「ISO14001」等の認証取得費用の助成

### (4) 排ガスクリーン化対策

- ① 車両点検整備の確実な実施の促進
- ② 不正軽油排除の促進

### (5) ゴミのポイ捨て対策

いわゆる黄金ペットボトル等ゴミのポイ捨て問題について、広報活動等により事業者への啓発とドライバーのマナー向上を図るとともに、トラック運送業界の美化月間(5月)を重点期間として清掃活動等を通じゴミのポイ捨て対策等の実施

### (6) 環境キャンペーン運動等の実施

エコドライブ推進月間(11月)における環境キャンペーン・エコドライブ運動等の実施

- ① 環境キャンペーン運動の実施
- ② エコドライブ運動の実施
- ③ 環境に関するフォーラムの実施

## 7 緊急輸送対策

大規模災害発生時に国や地方自治体と連携し、緊急・救援物資輸送を優先かつ迅速に行うため

次の諸施策を実施する。

- (1) 災害の発生を想定した緊急物資輸送訓練の実施
- (2) 緊急物資輸送体制に必要な防災備品及び通信網の整備
- (3) 兵庫県等関係行政機関が実施する防災訓練、計画等への参画
- (4) 緊急物資輸送に必要なマニュアルや協力体制(会員の車輛内容や連絡体制)の見直し

## 8 税制対策等

自動車関係諸税の軽減や高速道路通行料金の引き下げ等について、全日本トラック協会と連携した諸施策、国、関連団体への要請活動を行う。

- (1) 自動車関係諸税の簡素化、軽減化の実現
- (2) 高速道路通行料金の引き下げ、大口・多頻度割引の実質50%割引への拡充、並びに道路の積極的な活用に向けた諸対策の実現

## 9 中小企業・近代化対策

トラック輸送事業の経営革新を図るため、全日本トラック協会と連携し、中小企業の効率的な事業経営の促進、輸送効率の向上を図るため、次の施策を実施する。

- (1) 経営改善への取り組み、効率的な事業経営の促進
  - ① 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業活用促進助成事業の実施
  - ② 経営分析のための経営実態調査の実施
  - ③ 信用保証協会保証料助成事業の実施
  - ④ 下請法改正に向けたセミナーの開催
  - ⑤ 改正物流関連2法の周知及び解説セミナーの開催
- (2) 改正貨物自動車運送事業法の周知徹底及び「標準的な運賃」の浸透を推進
  - ① 「標準的な運賃の告示」に関する講習会の開催
  - ② 兵ト協ニュース及びHPによる広報
- (3) 輸送効率向上とIT化の促進
  - ① 求荷求車情報ネットワークの推進
  - ② 中小トラック運送事業者のためのDX推進セミナーの開催

## 10 労働力の確保及び人材育成

近年、少子高齢化の進行等により、トラック運送事業においても良質な労働力を確保することが困難となっているため、次の施策を実施する。

- (1) 労働力確保対策の推進
  - ① 若年者、女性、高齢者等少子高齢化に対応した労働力確保対策の推進
    - ア 人材確保等各種研修会・説明会の実施
    - イ 行政、各種団体と連携した労働力確保対策の強化
  - ② 運転免許取得に対する助成
  - ③ 「トラック輸送における取引環境・労働時間改善兵庫県地方協議会」への参画等による長時間労働の抑制に向けた対策の推進

- ④ 「運転者職場環境良好度認証制度」(愛称：働きやすい職場認証制度)周知に向けた講習会の開催
- ⑤ テールゲートリフター導入に対する助成
- ⑥ ドライバーの求人募集に係る費用の助成(求人情報媒体への広告掲載費用の一部助成)
- ⑦ 特定技能制度による外国人ドライバーの受入れに関し広報
- (2) 人材育成対策の支援
  - ① 中小企業大学校の各種講座受講支援
  - ② 青年部会・女性経営者部会の活動支援

## 11 広報対策

協会の取組や事業を広く一般市民に理解してもらうとともに、会員に対し、事業等の周知、啓発を行うために、次の活動を行う。

- (1) ホームページ、月刊広報誌「兵ト協ニュース」の刊行等
  - ① ホームページを更新し、市民や会員への広報、啓発
  - ② 月刊広報誌「兵ト協ニュース」の刊行による会員への広報
  - ③ 必要に応じ、マスコミやポスターを通じた広報、啓発
  - ④ その他必要に応じた広報活動
- (2) トラックの日(10月9日)のPR活動
 

トラック輸送が物流の基幹産業として果たす役割の重要性を広くPRするため、トラックの日(10月9日)を中心に、全ト協と協調し多彩な広報活動、イベント等を実施する。

  - ① PRイベントの実施、各種メディアを通じてのPR
  - ② 県下各地での街頭PR
- (3) 労働力確保及び業界イメージ向上のための広報の充実
  - ① 一般市民向け業界イメージ向上のための広報の充実
  - ② 女性や次世代を担う若手労働者層、ドライバー未経験者等の求職者向けにトラック運送業界の社会的役割、職業としての魅力等をアピールする方策の検討・実施
- (4) 貨物自動車運送事業法改正及び新物効法の施行についての広報活動
 

会員に周知及びその理解度の深化を図るとともに、荷主・関係団体に対して積極的なPR活動を図る。
- (5) 一般消費者への周知活動
  - ① 引越事業者優良認定制度(安心マーク)の認知度向上
  - ② 引越繁忙期における引越分散等について周知と促進

## 12 地区輸送サービスセンター活動の強化等

トラック運送事業に関し、市民に対する情報の提供や利用者からの苦情に対応し、安全で安心できる良質のトラック輸送サービスの向上を図るため、地区輸送サービスセンターでの諸活動の強化を図る。

- (1) 市民に対する改正標準引越運送約款や新消費者保護関連法令に関する情報等の提供
- (2) 荷主、一般消費者からの苦情や相談業務への適切な対応
- (3) 交通事故防止や環境保全等に関する啓発運動等の積極的な実施

- (4) 地区輸送サービスセンター指導員及び相談員との連携強化

### 13 業種別専門輸送対策

部会において、業種別諸課題について迅速かつ的確な対応を図る。

### 14 その他

- (1) 会館管理等

兵庫県トラック総合会館、西部研修会館、及び地区輸送サービスセンターの効率的な管理運営を行う。

- (2) 運輸事業振興助成交付金

運輸事業振興助成交付金の適正、確実な交付要請を行う。